○直交集成板の日本農林規格(平成25年12月20日農林水産省告示第3079号)

旧 (規格) (規格) 第3条 直交集成板の規格は、次のとおりとする。 第3条 直交集成板の規格は、次のとおりとする。 淮 品 (略) (略) 品 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 質 (略) 材 (略) (略) 材 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 料 (略) 料 (略) 表 (略) (略) (略) (略) 表示の方法 1 表示事項の項の1の(1)から(7)までに掲げる事項の表示は、次に規定す 表示の方法 | 1 表示事項の項の1の(1)から(7)までに掲げる事項の表示は、次に規定す る方法によって行われていること。 る方法によって行われていること。 (1) (略) (1) (略) (2) 強度等級 (2) 強度等級 ア 直交集成板の強度等級については、表3の強度等級の欄に掲げる 表3の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとするもの 強度等級のうち格付しようとするものを記載すること。 を記載すること。 イ ラミナの強度等級については、次に規定する方法により記載する (7) 同一等級構成の直交集成板にあっては、直交集成板の強度等 級の後に括弧を付して、表8若しくは表9の等級区分機による 等級の欄に掲げるラミナの強度等級又は表 11 の目視等級区分ラ ミナの欄に掲げるラミナの強度等級のうち全層に使用したもの を記載すること。 (イ) 異等級構成の直交集成板にあっては、直交集成板の強度等級 の後に括弧を付して、表8若しくは表9の等級区分機による等 級の欄に掲げるラミナの強度等級又は表 11 の目視等級区分ラミ ナの欄に掲げるラミナの強度等級のうち外層及び内層に使用し たものを、(外層:「ラミナの等級」、内層:「ラミナの等

	 級」)と記載すること。 (3) (略) (4) 接着性能 「使用環境A」、「使用環境B」又は「使用環境C」と記載し、その文字の次に括弧を付して、接着剤名又は接着剤の記号(レゾルシノール樹脂にあっては「RF」、レゾルシノール・フェノール樹脂にあっては「RPF」、メラミン樹脂にあっては「MF」、水性高分子イソシアネート系樹脂にあっては「API」、メラミンユリア共縮合樹脂にあっては「MUF」)を記載すること。ただし、積層方向と長さ方向で異なる接着剤を用いた場合は、(積層:「接着剤名又は接着剤の 		(3) (4)	(略) 接着性能 「使用環境A」、	「使用環境B」又は「使用環境C」と記載すること。
(略)	向で異なる接着剤を用いた場合は、(積層: 「接着剤名又は接着剤の記号」)と記載すること。(5)~(7) (略)2~9 (略)(略)	(略)	,	5)~(7) (略) ~9 (略)	